

S Tマーク使用許諾契約者各位

平成 23 年 3 月 25 日

日本玩具協会

下記について連絡致します。

「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」の改定

1. S T制度要綱第 8 条第 2 項の表中及び第 11 条第 1 項の表中、「財団法人化学技術戦略推進機構」を「財団法人化学研究評価機構」に変更する。
(当該検査機関より、名称変更の申出があったため。)
2. 施行は、平成 23 年 4 月 1 日とする。

【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱（改定）

【検査機関の割当】

第 8 条 (略)

2. 前項の指定は、S Tマーク使用許諾契約の契約番号中のアルファベットに対応して下表のとおりとする。

なお、S Tマーク使用許諾契約者の間で合併等の事由により、一の使用許諾契約者が複数の契約記号を有することになる場合は、協会が別に指示するところによる。

契約番号中の アルファベット	名 称	連 絡 先
(略)		
C・P・V J	(財)化学研究評価機構 (財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター	〒111-0052 東京都台東区柳橋 2-22-13
(略)		

【国内又は海外の検査機関の実施した検査結果の受入れ】

第 11 条 協会は、指定検査機関以外の国内の検査機関又は海外の検査機関を指定して、当該指定機関がS T基準の一部（S T基準第 3 部「化学的特性」に限る。）について基準適合検査を行うことを認め、検査の日から 1 年以内に限り、当該検査機関の行う検査の結果を、指定検査機関の検査結果として受入れるものとする。

	名 称	連 絡 先
(略)		
	(財)化学研究評価機構 (財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所	〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内
(略)		

(付則 平成 23 年 4 月 1 日施行)

この改定（制度要綱第 8 条及び第 11 条の改定）は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。